

## マイナンバー（社会保障・税番号制度）について

最新更新日：平成27年4月20日  
一般社団法人日本農業機械工業会

マイナンバー（社会保障・税番号制）制度が導入され、平成27年10月から個人番号・法人番号の付番・通知や、平成28年1月からの利用開始が予定されています。

このため、当会では、このホームページ上に情報提供のためのバナーを設けましたので、ご利用ください。

当会ホームページ：<http://www.jfmma.or.jp/>

バナーのリンク先及びリンク先の事業者向け情報は、以下のとおりです。

(バナーのリンク先)

マイナンバー社会保障・税番号制度 - 内閣官房



<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(事業者向けの主な情報)

- 政府広報オンライン（事業者向け）
- 「事業者による個人番号の事前収集」について
- 事業者向けマイナンバー広報資料（平成27年2月版）(PDF:9.0MB)
- （説明文表示あり）事業者向けマイナンバー資料（平成27年2月版）(PDF:5.7MB)
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）(PDF:817KB)
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (PDF:586KB)
- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A
- 民間事業者における取扱いに関する FAQ
- 民間団体等の対応事例

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイ ナン バー

**0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。